

○熊本県地方税関係法令等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する  
要綱

(平成 18 年 1 月 16 日告示第 40 号の 2)

改正 平成 19 年 3 月 23 日告示第 265 号 令和 3 年 6 月 22 日告示第 547 号

熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)第 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき、  
熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱を  
次のように定める。

熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱  
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)第 2 条の 2 第 2  
項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した県税に係る申請、届出及び申告(以  
下「申請等」という。)についての対象手続及び内容に関し、必要な事項を定めるも  
のとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める  
ところによる。

(1) 電子署名 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する  
法律(平成 14 年法律第 153 号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。

(2) 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであること  
を確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するた  
めに作成する電磁的記録で、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項(これらの規  
定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成  
したもの。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 4 条第 1 項の規  
定により主務大臣の認定を受けた者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3  
条第 1 項に規定する署名用電子証明書

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録と  
して知事が定めるもの

(3) 地方税共同機構 地方税法第 9 章に規定する地方税共同機構をいう。

(4) 電子情報処理組織 地方税法第 762 条第 1 項に規定する地方税関係手続用電子情  
報処理組織をいう。

(5) 法令等 法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。次条において「情報通信技術活用法」という。)及び熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成16年熊本県条例第64号。次条において「熊本県情報通信技術活用条例」という。)で使用する用語の例による。

(申請等の指定)

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項及び熊本県情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができる申請等は、別表に掲げる申請等とする。

(事前の届出)

第4条 電子情報処理組織を使用して申請等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。

- (1) 名称及び所在地
- (2) 対象とする手続の範囲
- (3) その他参考となるべき事項

2 前項の規定による届出にあっては、当該届出の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信することにより行うこととする。ただし、次条第1項ただし書きにより申請等を行おうとする者に係る当該届出にあっては、当該申請等を行おうとする者に係る電子署名及び電子証明書の送信を省略することができる。

3 知事は、第1項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号(システム利用者を特定するため当該システム利用者に当該参加団体の長が付与する符号をいう。以下同じ。)及び暗証符号(システム利用者を特定する際のセキュリティの確保を目的として当該システム利用者に当該参加団体の長が付与する符号をいう。以下同じ。)を通知し、同項の申請等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。

4 前項の識別符号及び暗証符号並びに入出力用プログラムは、地方税共同機構参加団体が共同で利用できる標準仕様に基づくものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、第1項の届出をした者が県以外の地方税共同機構参加団体から識別符号及び暗証符号の通知を受けている場合は、識別符号及び暗証符号を通知しないものとする。

6 第1項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、前条第3項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、本県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申請等に

つき規定した法令等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらの情報を送信することにより、当該申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行おうとする者が、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用する方法により当該申請等を行う場合において、当該税務書類の作成を委嘱した者に係る識別番号及び暗証番号を入力して申請等を行うときは、当該委嘱した者に係る電子署名及び電子証明書の送信を省略することができる。

- 2 前項の申請等が行われる場合において、知事は、当該申請等につき規定した法令等の規定により添付すべきこととされている書面等（この項及び次項において「添付書面等」という。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。
- 3 第 1 項の申請等が行われる場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、知事がこれに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）第 2 条第 1 項に規定する登記情報の送信を同法第 3 条第 1 項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該指定を受けた者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

（手続の細目）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 16 日から施行する。

改正文（平成 19 年 3 月 23 日告示第 265 号）抄

- 1 平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 22 日告示第 547 号）

この要綱は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

番号	申請等
1	地方税法第 53 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 21 項から第 23 項まで、第

	40 項及び第 41 項の規定によるこれらの規定の申告書及び届出書の提出
2	地方税法第 57 条第 1 項の規定による同項の申告書の提出
3	地方税法第 72 条の 25 第 1 項から第 7 項まで及び第 14 項から第 16 項までの規定によるこれらの規定の申告書及び申請書の提出
4	地方税法第 72 条の 26 第 1 項の規定による同項の申告書の提出
5	地方税法第 72 条の 28 第 1 項から第 3 項までの規定によるこれらの規定の申告書の提出
6	地方税法第 72 条の 29 の規定による同条の申告書の提出
7	地方税法第 72 条の 30 の規定による同条の申告書の提出
8	地方税法第 72 条の 31 の規定による同条の申告書の提出
9	地方税法第 72 条の 48 第 1 項の規定による同項の申告書の提出
10	税理士法第 30 条の規定による同条の書面の提出
11	税理士法第 33 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定によるこれらの規定の書面の添付
12	熊本県税条例施行規則第 19 条の 6 の 3 の規定による法人等の設立異動届出書の提出